

第13回「いのちの授業」大賞 作文等募集要項

- 神奈川県すべての学校では、道徳科をはじめとして、あらゆる教育活動を通して子どもたちに『いのち』のかけがえのなさや、夢や希望をもって生きること、人への思いやり、互いに支え合って生きることの大切さなどを実感してもらう様々な取組を行っています。県教育委員会では、こうした各学校における「いのちの授業」の更なる充実を図るため、「いのちの授業」大賞作文等募集を実施しています。
- 学校での「いのちの授業」に加えて、家庭や地域等において子どもたちが大人と関わる中で、『いのち』について感じたことや考えたことを書いた作文等を募集します。

かながわ いのちの授業で検索 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/cnt/f417796/>

- 1 目的
 - 「いのちの授業」の作文等を通して、児童・生徒が自らの思いや考えを深める。
 - 「いのちの授業」大賞の取組を通して、学校や家庭・地域などでの様々な「いのちの授業」を広く県民にひろめ、一層の推進を図る。
- 2 参加対象 県内すべての児童・生徒（国・公・私立、小・中・高・特別支援・中等教育・義務教育学校）
- 3 部門
 - 学校の部…児童・生徒が学校において「いのちの授業」を受け、書いた作文等
 - 家庭・地域の部…児童・生徒が家庭や地域において「いのちの授業」を受け、書いた作文等
 - ともに生きる社会かながわ憲章の部…児童・生徒が、学校・家庭・地域において「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念である「共生社会」の視点から「いのち」について学び、考え、書いた作文等
- 4 募集期限 令和7年9月12日（金）
- 5 応募規定
 - (1) 児童・生徒が『いのち』について学んだ内容や考えを文字等で表現したものであること。
 - (2) 作文筆者(児童・生徒)に対して「いのちの授業」実践者(注)がいること。
 - (3) 「いのちの授業」が令和6年9月1日以降に行われたものであること。

※(注)「いのちの授業」実践者とは、学校では教職員や外部講師等が考えられます。家庭や地域では保護者や親戚、地域の指導者やボランティア等、児童・生徒が『いのち』について考え、作文等を書くきっかけとなるような関わりをもった大人の方をいいます。

6 応募作文例

学校の部（学校における「いのちの授業」について）

- 学校のすべての教育活動の中で『いのち』を実感し、『いのち』について考えたこと
 - 例) 人の命についての講話や書籍にふれ、自分の命や生き方を見つめ直し、考えたこと
 - 例) いじめについて、友達と対話し議論する中で、感じたことや考えたこと
 - 例) 生き物にふれたり生き物を飼育したりする中で、人と生き物とのつながりについて考えたこと
 - 例) 『いのち』のかけがえのなさや、互いに支え合ってともに生きることにについて考えたことや、いじめ、偏見、差別等について、対話や議論を通じて考えたこと 等

家庭・地域の部（家庭における「いのちの授業」について）

- 家庭の中で、『いのち』を実感し、『いのち』について考えたこと
 - 例) 誕生日に、保護者から「生まれた日」の話を聞いた際の思いを綴ったもの
 - 例) 祖父母の介護を通じて、家族の一員である自分の役割を自覚したときのこと
 - 例) 家族で災害について話し合った経験をもとに、災害から自分や、家族の『いのち』を守るためにできることを考えたこと
 - 例) テレビや新聞、ネットニュース等、様々な情報に触れる中で、戦争や平和について考えたこと 等

ともに生きる社会かながわ憲章の部

○学校・家庭・地域において「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念である「共生社会」の視点から『いのち』について学び、考えたこと。

例) 障がいがある方や高齢の家族、友人、地域の方などとのふれあいを通じて、相手の立場に立った『思いやり』のある行動について、考えたこと。

例) 障がいがあってもいきいきと生きる様子を見て、誰もがその人らしく暮らすことのできる『ともに生きる社会』や『いのち』について考えたこと

7 応募方法

《送付書類》

・作文等 ・添付資料 以下の(1)又は(2)の内容を記載したもの

＜様式は自由、県のホームページ(HP)からダウンロード可能＞

(1) 個人で応募する場合

- ① 応募する部門(学校の部、家庭・地域の部、ともに生きる社会かながわ憲章の部)
- ② 題名、作者氏名、所属学校名、学年
- ③ 「いのちの授業」を受けた月日、場所
- ④ 「いのちの授業」実践者の氏名、所属、役職、作者との関係(わかる範囲内でご記入下さい)等

(2) 学校や地域の団体等から応募する場合

- ① 学校・団体名、郵便番号、住所、電話番号
- ② 全応募作品数と送付数(※)
- ③ 応募する部門(学校の部、家庭・地域の部、ともに生きる社会かながわ憲章の部)
- ④ 「いのちの授業」を受けた月日
- ⑤ 「いのちの授業」実践者の氏名、所属、役職、作者との関係等
- ⑥ 学校名(団体等からの応募の場合)、学年、作者氏名、題名

(※) 全応募作品(「いのちの授業」を受けた全児童・生徒の作品)のうち、学校や団体等から送付いただく作品数は、10作品以内を目安としてください。

ただし、参加賞については児童・生徒が書いた全応募作品に対し贈呈します。

8 作文送付先

〔電子メールの場合〕 inochi4027@pref.kanagawa.lg.jp (pdf ファイルで添付)

〔郵 送の場合〕 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県教育委員会子ども教育支援課「いのちの授業」大賞事務局

9 表 彰 大 賞(知事賞)

特別賞—教育委員会賞、県PTA協議会会長賞、ともに生きる社会かながわ憲章賞、後援各賞等
優秀賞—5作品程度 *賞は全て、作者と「いのちの授業」実践者を表彰する

10 賞 品 大 賞(知事賞)— 知事からの色紙、記念品、図書カード

特別賞、優秀賞—— 図書カード 参加賞— 応募者全員に配付します

11 表彰式 令和7年11月下旬～12月下旬を予定

12 その他 ○ 作文用紙は県のHPからダウンロード可能です。学校で使用している作文用紙や市販されている作文用紙でもかまいません。サイズ自由、片面印刷で作文用紙は綴じずにページを記載して下さい。

○ 字数制限はありません。

○ 応募作品は未発表のものに限ります。著作権は神奈川県教育委員会に帰属し、応募作品は返却しません。

○ 入賞した方の氏名・学校名・学年・作品等は、作品集やHP、新聞等で公表する予定です。